

〔参考１〕定期金に関する権利を評価する場合の年数等の端数処理

定期金に関する権利を評価する場合の年数の端数処理の方法は、定期金の種類によって異なる。これをまとめると、次の表のとおりとなる。

表 定期金に関する権利を評価する場合の年数の端数処理

種	類	端数処理の方法
定期金給付事由が発生しているもの（相法 24）	有 期 定 期 金	給付期間の年数 1 年未満切上げ (相規 12 の 2 ②一)
	終 身 定 期 金	余命年数（平均余命） 1 年未満切捨て (相規 12 の 3)
定期金給付事由が発生していないもののうち、解約返戻金を支払う旨の定めがないもの（相法 25）	掛金又は保険料が一時に払い込まれた場合	経過期間の年数 1 年未満切捨て (評基通 200-4)
	上記以外の場合	払込済期間の年数 1 年未満切上げ (相規 12 の 4 ②)

なお、「複利年金現価率」、「複利終価率」及び「複利年金終価率」は、いずれも小数点以下第 3 位未満の端数を四捨五入することとなる。

〔参考２〕元利均等償還が行われる公社債の評価

元利均等償還が行われる公社債の価額については、評価通達 197-4 により、相続税法第 24 条第 1 項第 1 号の規定を準用して計算した金額によって評価することとしている。これは、元利均等償還が行われる公社債については、その経済的実質が有期定期金に関する権利と異ならないことによるものである。

平成 22 年度の税制改正において、有期定期金の評価方法が改正されたことに伴い、元利均等償還が行われる公社債の評価についても、平成 22 年度税制改正後の相続税法の規定を準用して計算した金額によって評価することとなる。

なお、改正後の相続税法第 24 条を準用する時期については、同法の適用時期に基づき、次のとおりとなる。

- 1 平成 23 年 4 月 1 日以後に相続、遺贈又は贈与により元利均等償還が行われる公社債を取得した場合
- 2 平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの間に発行された元利均等償還が行われる公社債を平成 23 年 3 月 31 日までに相続、遺贈又は贈与により取得した場合